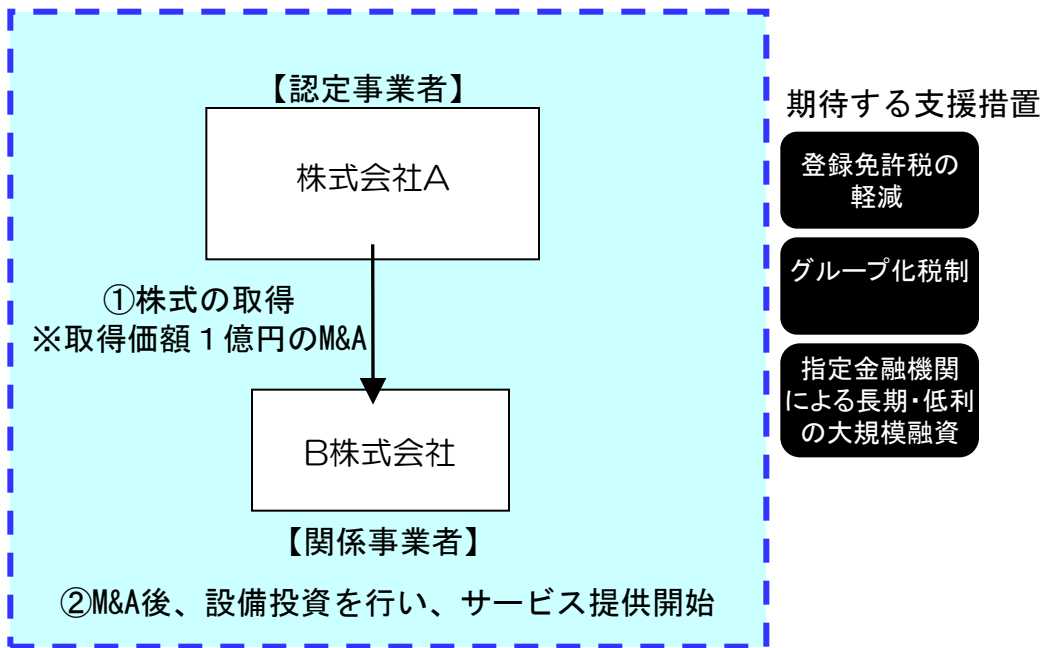


※この申請書テンプレートは、あくまでも申請書のモデルケースを示したものであり、様式の記載事項等については事情により変更することがありますのでご了承ください。
※テンプレートに登場する人名・会社名等は全てフィクションです。

A 特別事業再編計画 申請書テンプレート



【成長要件】
従業員 1 人あたり
付加価値額 9.0%向上
売上高 1.5倍

【財務の健全化】
有利子負債／CF 2.0倍
経常収支比率 105.0%

【前向きな取組】
新商品売上高
比率 1.0%向上

【賃上げ】
雇用者給与等
支給額 2.5%（年率）改善

【凡例】

法	産業競争力強化法 (平成25年法律第98号)
令	産業競争力強化法施行令 (平成26年政令第13号)
規則	産業競争力強化法施行規則 (平成26年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)
指針	事業再編の実施に関する指針 (平成26年財務省、経済産業省告示第3号)

特別事業再編計画の認定申請書

2025年3月1日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
株式会社A
代表取締役社長 XX [□□] XX

産業競争力強化法第24条の2第1項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特別事業再編の目標

(1) 特別事業再編に係る事業の目標 * 2

(価値観)

当社はこれまで「健康で幸せな暮らしの実現」を掲げ、「より良いものをより安く」をモットーにアパレル小売、フィットネスクラブ経営、生鮮食品配達の3事業を展開してきた。主力となるアパレル小売り事業は、徹底した業務効率化と、製造・販売まで一気通貫で手掛けるモデルを採ることで、高品質な製品を低コストで提供することを強みに事業拡大を続けてきた。しかし、他社製品との十分な差別化が出来ておらず、国内の若者人口の減少と相まって、売上は遞減傾向にある。一方、B株式会社（以下、B社）は国内3拠点にクリーニング施設を保有し、主に一般消費者向けのクリーニング事業を行っているが、都心への人口集中による郊外や地方都市での需要減少、家庭用洗濯機の性能向上などの理由により、売上は遞減している。当社は、次年度で創設50周年を迎えることを節目に、「人生100年時代に調和した自己実現への貢献」を新たなビジョンに掲げ、各事業を次のステージへ進めていく予定である。紳士服事業では若手ミドル～シニア層をターゲットに、物品販売とサービス提供を組み合わせ、それぞれのライフスタイルのニーズに合わせた「より豊かで便利な生活」を提供していく方針である。

(ビジネスモデル)

当社販売履歴を元にした定量分析や顧客ヒアリングの結果、紳士服購入者のうち、単身世帯層が増加しており、クリーニングの手間、ボタンの解れ直し等、紳士服購入後のメンテナンスに一定程度の悩みを抱えていることが明らかとなった。そこで、この度当社はB社をM&Aによって完全子会社化し、当社販売アパレル製品のアフターメンテナンスに特化した事業を新たに令和7年度上期より開始することを決定した。新事業においては、当社の製造部門で活用している生産工程管理用IoT技術の活用することで、クリーニング設備の稼働状況をリアルタイムで計測することが可能となる見込みである。

(戦略)

クリーニングの受け渡しについては、当社運営のフィットネスクラブを顧客との窓口として活用する他、2年前に子会社化した物流機能を担う子会社であるC株式会社（以下、C社）との連携も期待でき、当社販売製品それぞれの特徴に応じたアフターメンテナンスを効率的に提供することができる。このワンストップの新サービスを、『人口減少時代のアパレル産業の新戦略』として掲げ、顧客満足度最大化の観点からグループ全体としてバリューチェーンの刷新を目指す。

(持続可能性・成長性)

今般B社を完全子会社化することによって、クリーニング事業を譲り受けること及び関連会社との連携により、従来の「より良いものをより安く」顧客に提供する製造・販売モデルからライフタイムバリューの最大化を通じたアフターメンテナンスモデルに事業の重点領域を転換することを想定している。これにより、当社製品の販売サイクルは鈍化することが見込まれるものの、製品の廃棄量の減少を通じて、環境に優しいビジネスモデルを目指す。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、執行部門と監督部門の責任と権限を明確に分離し、特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上より、当社の経営資源の最適配置によって生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標 * 3

(成果と重要な成果指標(KPI))

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2029年度には2023年度に比べて、従業員1人あたり付加価値額を9.0%向上させることを目標とする。

需要の開拓としては、2029年度には2023年度に比べて、当社の売上高を1.5倍とすることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、2029年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの2.0倍、経常収支比率は105.0%となる予定である。

1 申請者

計画を実施する者（会社）を記載する（共同で申請する場合は連名）。
※旧姓を併記する場合は〔□□〕に追記

2. 特別事業再編の目標

以下の項目に沿って企業価値向上の観点から、申請者の価値観や戦略、今般の特別事業再編の位置づけを要約的に記載する。

価値観：申請事業者の企業理念やビジョン、企業文化等を用いて会社概要を記載するとともに、現状の経営環境等について記載。

ビジネスモデル：既存のビジネスモデルと課題、計画を通じて目指すビジネスモデルを記載。

戦略：再編計画を通じて、目指すより具体的な戦略について記載。

持続可能性・成長性：計画が長期的な視点で、申請者の持続的な価値創造にどうつながるかを記載。

ガバナンス：上記計画を着実に実行し、監督していけるガバナンス体制について記載。

3. 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

①基準年度と、②目標年度（計画の終了年度）を明示し、③その相対的な改善幅を記載する（数値の絶対値の記載は原則不要）。財務健全性については終了年度の数値を記載する。

○指針

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十四条の二第六項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（五年を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十七項第二号に掲げる措置及び同条第十八項各号に掲げるいずれかの措置を行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 特別事業再編による生産性の向上に関する目標

特別事業再編による生産性の向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、特別事業再編計画に従って行う最初の他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度（以下この号及び次号イにおいて「基準年度」という。）における従業員一人当たり付加価値額（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあつては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の従業員一人当たり付加価値額及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の従業員一人当たり付加価値額を平均した額）の値より九パーセント以上改善していることとする。

ロ 特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、特別事業再編を実施する事業者単位の計算において、次の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

(1) 特別事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

(2) 特別事業再編計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(1) 他の事業者の経営資源と自らの経営資源の一体的活用

法第二条第十八項の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用することとは、認定特別事業再編事業者（以下この号において「認定特別事業再編事業者」という。）並びにその関係事業者及び外国関係法人全体の方針の下、次のいずれかの措置が実施されることをいうものとする。

(i) 法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が有する経営資源と当該特別事業再編に係る他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること。

(ii) 認定特別事業再編事業者の生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法を当該特別事業再編に係る他の事業者に導入することにより、当該他の事業者の経営の効率化を図ること。

(2) 新たな需要を相当程度開拓すること

法第二条第十八項の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十七項第二号イからニまでのいずれかを行い、かつ、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における売上高の値が、基準年度における売上高（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあつては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の売上高及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の売上高を合計したもの。）の値より二十パーセント以上改善することをいうものとする。

2. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容 * 4

① 計画の対象となる事業

アパレルの製造、販売ならびにアフターメンテナンス

<選定の理由>

当社は、高度経済成長期の創業以来、アパレル製品の製造・販売を行っており、当時月給の数倍の値段であった背広服を一般社員が購入できるよう、製造小売モデルを確立するなど、高品質な製品を安価に安定供給してきた。しかしながら、昨今の人口減少、ビジネススタイルの変化などで売上は減速しているのが現状である。

今後も、アパレル小売り事業は当社の全事業における売上比率や利益比率からみても当社の収益の柱となることは変わらず、大量生産・廉価販売モデルから脱却し、サービス提供型の高付加価値モデルへの転換が急務となっており、競争力・収益力の強化に取り組むに至った。

② 実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

B社のクリーニング事業を取得することで、当社においてはアパレルの製造・販売から購入後のアフターメンテナンスまでを一気通貫で行い、サービス向上を図る。

なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、当社は、パートナーシップ構築宣言をしており、下請振興基準や労務費転嫁指針に沿った適切な価格転嫁の取組を実施することから、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

・他の会社の株式の取得 (100%子会社化によるクリーニング事業の承継)

(譲受会社)

名称：株式会社A

住所：東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

代表者の氏名：代表取締役 XX [□□] XX

資本金：28,000,000,000 円

(譲渡会社)

名称：B株式会社

住所：東京都千代田区内幸町五丁目4番3号

代表者の氏名：代表取締役 YY [□□] YY

資本金：10,000,000 円

株式譲渡予定日：2025年4月1日

(事業の分野又は方式の変更)

当社で販売したアパレル製品に対して、定期クリーニングの実施やボタン解れ直し等のメンテナンス、オフシーズン時の保管預かりなどを実施することをワンパッケージ化し、新サービスとして提供することを予定している。当該新サービスについては、新たに人気男性タレントを活用したCM放映等の広告宣伝活動を活発に行うこと、AIを活用した顧客一人ひとりの過去の購買データやライフスタイル情報に基づいた訴求といった新たな販売促進施策も合わせて展開することにより、2029年度には当該新商品の売上高を当社の全売上高の2.1%以上とすることを目標とする。また、サービス開始にあたり、新たに50億円を投資し、B社より承継したクリーニング設備を最新モデルに刷新することを予定している。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所 * 5

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

株式会社A

4. 特別事業再編に係る事業の内容

(1) ①には、特別事業再編計画の対象となる事業を明記するとともにその事業に着目した理由を「選定理由」して記載する。

(1) ②には、事業の構造の変更と事業の分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的な内容を、そのスケジュールも含め、出来るだけ要約的に記載する。また、その記載中において、次についての説明を記載する。

イ 当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ 当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

東京都千代田区内幸町五丁目4番3号

B株式会社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係法人に関する事項 * 6

措置の相手型である他の事業者

東京都千代田区内幸町五丁目4番3号

B株式会社

B株式会社と株式会社Aの間に、計画開始前において資本関係はない。

関係事業者

東京都千代田区霞が関八丁目7番6号

株式会社C

株式会社Cは株式会社Aの100%子会社であるため、関係事業者に該当する。

(4) 特別事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

(5) 特別事業再編に伴う設備投資の内容

別表2のとおり

(6) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定 * 7

別表3のとおり

○法

第二条 (定義)

18 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、中小企業者（常時使用する従業員の数が二千人以下のものに限る。）又は中堅企業者であって、他の事業者（当該中小企業者又は当該中堅企業者の関係事業者及び外国関係法人を除く。以下この項、第二十四条の二及び第二十四条の三第二項において同じ。）の経営の支配又は経営資源の取得（主務省令で定める要件を満たすものに限る。第二十四条の二第三項第四号及び第六項第三号において同じ。）を行ったことがあるものが、当該他の事業者以外の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用し、新たな需要を相当程度開拓することを目的として、次に掲げる措置により事業の全部又は一部の構造の変更を行うものをいう。

- 一 吸収合併
- 二 吸収分割
- 三 株式交換
- 四 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。第六号において同じ。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）
- 五 事業又は資産の譲受け
- 六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(2) 新たな需要を相当程度開拓すること

法第二条第十八項の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十七項第二号イからニまでのいずれかを行い、（以下略）

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

(3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二条第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の十パーセント以上とすることをいうものとする。

(4) 商品の生産の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合にあつては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあつては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

(5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

(6) 生産に係る費用の相当程度の低減

法第二条第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(4) 適正な競争の確保

法第二十四条の二第六項第七号イの適正な競争が確保されるものであることとは、特別事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(5) 一般消費者等の利益

法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの下請事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第八項に規定する「下請事業者」をいう。）に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

5. 特別事業再編を行う場所の住所

この住所の欄には、実際に事業を行っている住所を記載する。

なお、計画に密接に関連する事業所・営業所について記載するが、この住所が多数にわたる場合には認定事業者・関係事業者の本店所在地のみの記載でも良い。

6. 関係事業者・外国関係法人に関する事項

特別事業再編計画では、計画を実行する上で重要な役割を果たす子会社を「関係事業者」として、また外国法人であって同様の役割を果たす子会社を「外国関係法人」として計画に含めることが可能であり、関係事業者及び外国関係法人を計画に含める場合には、その旨の記載を要する。

関係事業者や外国関係法人についても、認定事業者（申請者）とほぼ同様の支援措置の適用を受けられる。また、略式組織再編の特例を利用する際に当該関係事業者が特定関係事業者に該当する場合にはその旨記載する。

○法

第二条（定義）

15 この法律において「関係事業者」とは、事業者であって、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

16 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であって、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。

第二十四条の二（特別事業再編計画の認定）

4 特別事業再編計画には、特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

○規則

第三条（関係事業者に関する主務省令で定める関係）

法第二条第十五項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するものうち、当該事業者が第三の事業者（当該事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該事業者及び当該第三の事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の役員総数のうちに当該事業者の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の役員総数のうちに他のいずれか一の事業者の役員又は職員の占める割合以上である関係）

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該事業者が有していること。

ロ 当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社（事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、役員総数の二分の一以上を当該事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は子会社及び当該事業者が有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員総数の二分の一以上を子会社又は子会社及び当該事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該事業者が有していること。

ロ 子会社又は子会社及び当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

第四条（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）

法第二条第十六項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が有していること。

ロ 当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。

三 外国法人の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係

イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。

ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額以上であること。

7. 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定

合併、分割、事業譲渡により移転する不動産について、別表3に記載する。

なお、合併、分割、事業譲渡時の不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合、記載がないと措置を受けることが出来ない。

3. 特別事業再編の実施時期 * 8

(1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年3月

終了時期：2030年3月

(2) 毎事業年度の実施予定

別表4のとおり

4. 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績

別表5のとおり

5. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法 * 9

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要

当社の設備投資関連資金については、新規事業開始にあたり新たに金融機関から50億円を借入によって調達する予定である。

(2) 必要な資金の額及び調達方法

別表6のとおり

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項 * 10

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数 (2025年2月末時点)

㈱A 1,200名

B㈱ 200名

㈱C 100名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数

㈱A 1,100名

B㈱ 400名

㈱C 110名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

㈱A 200名

B㈱ 200名

㈱C 10名

(4) (3)中、新規採用される従業員数

㈱A 100名

B㈱ 100名

㈱C 10名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 100名 (㈱Aのみ)

転籍予定人員数 なし

解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2029年度には2023年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率2.5%以上向上させることを目標とする。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨

添付書面の通り

8. 特別事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期は、認定が見込まれる時期以降となる（任意）。したがって、申請日以前の期日を開始時期とすることはできない。終了時期は、開始時期から5年（60月）以内であれば、事業の計画の内容に従って任意に設定が可能。

9. 必要な資金の額及び調達方法の概要

計画の実施に必要な資金について、概要を記載する。必要な資金がわずかである場合やほぼすべてを自己資金でまかなう場合には、記載を簡略化することも可能。

10. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

計画中の従業員数の推移及び労働条件の変更等について記載する。

関係事業者や外国関係法人がある場合は、当該法人ごとに記載し、その合計人数も記載する。

（添付書面9-（2）従業員の推移表と整合的に記載する。）

(1)には、それぞれの会社ごとに、開始時点における会社全体（事業部門単位でも可）の従業員数を記載する。

（申請時点で把握している直近の従業員数を記載する。）

(2)には、計画終了時点での(1)の従業員数の予定数を記載する。

(3)には、(2)のうち特別事業再編に關係する従業員数を記載する。

(4)では、(3)のうち、計画期間中に新規に採用する従業員数を記載する。

（事業譲渡などのケースで、計画に伴って承継する従業員数は含まない。）

(5)では、出向、転籍、解雇の予定人員数を記載する。また、希望退職を募集する場合には、別途、その予定人員数を記載する。

(6)では、①基準年度と、②目標年度（計画の終了年度）を明示し、③その相対的な改善幅を記載する（数値の絶対値の記載は原則不要）。

(7)では、雇用者給与等支給額を改善する旨を計画の期間内において従業員に表明する旨を記載する。

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ （略）

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(1)～(2) （略）

(3) 従業員の地位

法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないことは、次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。

(ii) 当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。

11. その他

計画の認定にあたって、公正取引委員会への協議が必要な場合（令第12条第1号及び第2号に該当する場合）には、①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況、を記載する。

※令第12条第1項に該当する場合

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）」 様式第4号、様式第5号又は様式第8号～様式第12号

○法

第二十五条（公正取引委員会との関係）

主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十四条の二第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であって主務大臣が第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

○令

第十二条（公正取引委員会との協議）

法第二十五条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該事業再編関連措置（法第二十五条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合
- 二 当該事業再編関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであって、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合（当該事業再編関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する場合を除く。）

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置
法第2条第17項第2号の要件		
<p>イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化</p>	<p>当社で販売したアパレル製品に対して、定期クリーニングの実施やボタン解れ直し等のメンテナンス、オフシーズン時の保管預かりなどを実施することをワンパッケージ化し、新サービスとして提供することを予定している。当該新サービスについて、人気男性タレントを活用したCM放映等広告宣伝活動を活発に行うこと、AIを活用した、顧客一人ひとりの過去の購買データやライフスタイル情報に基づいた訴求といった新たな販売促進施策の展開により、2029年度には当該新商品の売上高を当社の全売上高の2.1%以上とすることを目標とする。</p> <p>なお、最新のクリーニング設備投資を実施するとともに生産工程管理用IoT技術の投資も合わせて検討しており、合わせて50億円の設備投資を想定。</p>	<p>法第35条（公庫の行う事業再編円滑化促進業務）</p>

法第 2 条第18項の要件	実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
<p>六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有することとなるものに限る。）</p>	<p>株式取得会社 名称：B株式会社 法人番号： 1111111111111 住所：東京都千代田区 内幸町五丁目4番3号 代表者氏名：YY [□□]] YY 資本金：10,000,000円 取得株式数：〇〇株 取得後株式比率：100% 取得予定日：2025年4 月1日 取得価額： 100,000,000円</p>	<p>株式保有比率：0% 派遣役員の割合：0%</p>	<p>租税特別措置法 第56条（中小企 業事業再編投資 損失準備金）</p>

別表1

特別事業再編のために行う措置の内容について記載する。

左の列：様式第二十八の注記にある記載要領に従って記載する。

中央の列（法第2条第18項の要件）：様式第二十八の注記にある記載要領に従って記載する。

右の列：申請段階において期待する本法に基づく支援措置（出資については申し込んでいるもの）について、該当する条文とその見出しを記載する。

【記載例】

グループ化税制：租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）

登録免許税：租税特別措置法第80条2項（認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

検査役の調査：法第26条（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

法第27条（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）

略式組織再編：法第28条（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）

株式の併合：法第29条（株式の併合に関する特例）

株式対価M&A：法第30条（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例）

スピンオフの円滑化：法第31条（全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例）

事業譲渡の催告：法第32条（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）

中小企業投資育成株式会社法の特例：法第33条（中小企業投資育成株式会社法の特例）

債務保証：法第34条（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務）

長期・低利の大規模融資：法第35条（公庫の行う事業再編円滑化促進業務）

・・・等

○規則

様式第二十八（第17条関係） 別表1（注）

1. 特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編のために行う措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。

2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。

(1) 吸収合併については、吸収合併する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに合併比率及び合併期日を記載する。

(2) 吸収分割については、吸収分割する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。

(3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。

(4) 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。

(5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。

(6) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。

3. 措置の相手方となる他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載する。

4. 期待する措置について、租税特別措置法第80条第2項の特例措置の適用を受ける場合にあっては、申請事業者が中小企業者又は中堅企業者であって、登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあっては、住所又は居所）を有する法第2条第18項に規定する中小企業者又は中堅企業者である場合に限られる。

5. 法第2条第18項各号に掲げる措置については、特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の対価として交付する金銭その他の財産の価額が1億円以上であることを「実施する措置の内容及びその実施する時期」の欄に記載する。

○告示

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(6) 特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得に係る要件

特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得については、その対価として当該他の事業者又は当該他の事業者の株主若しくは社員に対して交付する金銭その他の財産の額が1億円以上となることとする。

別表2

特別事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
2025年度	4,500	クリーニング設備	3	1,500	4,500	自社販売製品のクリーニング	〇〇工場
2025年度	500	IoT機器	1	500	500	生産工程管理システム	〇〇工場
合計額	5,000						

(設備投資の概要)

2025年度：新商品製造設備の新設投資

別表2

計画期間中に予定している当該計画に係る設備投資の内容を記載する。

関係事業者や外国関係法人がある場合には、その事業者ごとにそれぞれ記載する。

また、設備投資の概要について、下の空欄に記載する（様式は自由）。

別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地) (単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1	〇〇市〇〇町1番3号	宅地	6,000㎡	B株式会社からA株式会社への譲渡
2				
3				

(家屋) (単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1	〇〇市〇〇町1番3号	工場 鉄骨造他	5,200㎡	B株式会社からA株式会社への譲渡
2				
3				

別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容を記載する。

合併、分割、事業譲受け時に取得した不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合には記載が必要である。

なお、記載事項が含まれているのであれば、既存のリストで代用することも可能。

○規則

様式第二十八 別表3 (注)

譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表4

特別事業再編の実施時期

年 度	実 施 内 容
2025年度	4月1日 吸収合併の実施 クリーニング事業の開始
2026年度	4月1日 最新のクリーニング設備据付完了 クリーニング工程管理用IoT機器の据付完了
2027年度	新商品の売上高比率を全売上高の0.5%以上とする
2028年度	新商品の売上高比率を全売上高の1.0%以上とする
2029年度	新商品の売上高比率を全売上高の2.1%以上とする

別表4

実施時期について、時系列で記載する。

なお、事業の構造の変更だけではなく、分野又は方式の変更の取組内容（新商品の発売時期などのスケジュールを含む）についても、時期を明示して記載する。

最終年度には、分野又は方式の変更の取組の概要及び目標値を記載する。

別表 5

申請の日前5年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績等

法第2条第18項の要件	措置の内容及び実施時期	措置の相手方となった他の事業者との関係	対価として交付した金銭その他の財産の価額（対価の額が1億円以上のものに限る。）	措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与
六 其他の会社の株式又は持分の取得	買収子会社 名称：株式会社C 法人番号：222222222222 住所：東京都千代田区霞が関八丁目7番6号 代表者氏名：ZZ [□□] ZZ 取得日：2023年7月1日	株式保有比率：0% 派遣役員の割合：0% 外国法人ではない。	取得価額：500,000,000円	○

別表5

申請の日前5年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績等を記載する。

○規則

様式第二十八 別表5（注）

- 実施した措置の内容については、次の事項を記載する。
 - 吸収合併については、吸収合併した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 吸収分割については、吸収分割した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 株式交換については、株式交換をした会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 事業又は資産の譲受けについては、譲り受けた事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに譲り受けた事業又は資産の内容を記載する。
 - 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得した株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得した株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。
- 措置の相手方となった他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載するとともに、当該他の事業者が外国法人でないことを記載する。
- 措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与については、当該他の事業者が、当該特別事業再編計画による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を目指す事業部門に含まれている場合には、○印を記載する。
- 対価として交付した金銭その他の財産の価額については、1億円以上であることを記載する。

別表6

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額		ABC銀行 5,000	-	-	5,000	ABC銀行からの「資金の借入」はツーステップローン希望

別表6

必要な資金の額と、その調達方法を記載する。

なお、指定金融機関からの出資や融資、中小企業基盤整備機構による債務保証などの金融支援を希望する場合には、この記述に基づいて「備考」等に詳細を記載する。

○規則

様式第二十八 別表6 (注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
2. 出資について法第33条の規定に基づく中小企業投資育成株式会社による出資を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。
3. 社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 産業競争力強化法施行規則第17条第4項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 7

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称	株式会社A	B株式会社
国内売上高合計額	○○○ (2025年3月期現在)	●●● (2025年3月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	連結 (内訳) 株式会社A △△ 株式会社C ××	単独

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

商品又は役務の種類【クリーニング事業】 事業地域【日本】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第1位との格差	備 考
第1位	●●	17.3%	—	
第2位	●●	10.7%	6.6%	
第3位	●●	10.6%	6.7%	
第3位	●●	10.6%	6.7%	
第5位	●●	7.6%	9.7%	
第15位	企業結合集団甲	1.4%	15.9%	甲
第21位	企業結合集団乙	0.8%	16.5%	乙
第9位	●●	2.2%	15.1%	
全業者数 140社以上				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【●●白書2023年】				

別表7

計画の認定にあたって、公正取引委員会への協議が必要な場合（令第十二条第1号及び第2号に該当する場合）には①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況、を記載する。

※令第十二条第1項に該当する場合

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）」様式第4号、様式第5号又は様式第8号～様式第12号。

○法

第二十五条（公正取引委員会との関係）

主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（第二十四条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特別事業再編計画について第二十四条の二第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特別事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

○令

第十二条（公正取引委員会との協議）

法第二十五条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該事業再編関連措置（法第二十五条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 当該事業再編関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであつて、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合（当該事業再編関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する場合を除く。）

○規則

様式第二十八 別表7（注）

（注）

1. 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高合計額の算定の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（特別事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

1 (1)「定款の写し」

(2)「登記簿謄本」

2 (1)「事業報告の写し」

(2)「貸借対照表」

(3)「損益計算書」

これらの書類は、申請者、他の事業者、関係事業者、外国関係法人のものを添付する。

貸借対照表と損益計算書は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する。有価証券報告書で代用することも可能。

また、これらの書類は申請者などが現に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付すれば良い（決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは原則認められないが、決算短信を使用する方が前年度の確定決算値よりもより実態に即しているなど特別な事由がある場合には個別に要相談）。

3 「生産性の向上について」

4 「新たな需要の開拓について」

5 「財務内容の健全性の向上について」

6 「特別事業再編計画のための措置に係る合意について」

7 「他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績を有することについて」

8 「計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について」

9 (1)「従業員の地位について」

(2)「従業員の推移表」

(3)「雇用者給与等支給額に関する表明」

10 暴力団排除に関する誓約事項

補足-1 分野又は方式の変更について

補足-2 過剰供給構造の判定

10 「暴力団排除に関する制約事項」

※債権放棄を含む計画の場合、追加の提出書類がある。（規則第12条第4項参照）

○規則

第十七条（特別事業再編計画の認定の申請）

1 法第二十四条の二第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第二十八による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該事業者（特別事業再編計画に現に事業を営んでいる特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が当該事業者の特別事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該特別事業再編に係る措置の相手方である他の事業者、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この号、次号及び第十号において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該特別事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四 当該特別事業再編計画を実施することにより、新たな需要を相当程度開拓することを示す書類

五 当該特別事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

六 当該特別事業再編のための措置（法第二条第十八項各号に掲げる措置に限る。）に係る合意を証する書類

七 当該事業者の他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得（第五条に定める要件を満たすものに限る。）の実績を有することを証する書類

八 当該特別事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

九 当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

十 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項第三号並びに第四十八条第二項及び第四項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特別事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書

二 特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 個々の特別事業再編債権者の債権放棄額及び特別事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四 特別事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家による調査報告書

4 第一項の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

生産性の向上について

(生産性向上指標算定シート)

3 生産性の向上について

スタート時点（基準年度）と将来（計画終了時点を含む最終決算期までの各事業年度）の予測 B/SとP/Lを示し、生産性の向上がどのような計算で得られるか、その根拠数値を示す。

必要項目の数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）

また、可能であればキャッシュフロー計算書の将来推計もあわせて提出する。

なお、生産性の向上の数値目標の計算方法は以下のとおり。

○指針

三 特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が法第二十四条の二第六項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（五年を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十七項第二号に掲げる措置及び同条第十八項各号に掲げるいずれかの措置を行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 特別事業再編による生産性の向上に関する目標

特別事業再編による生産性の向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、特別事業再編計画に従って行う最初の他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度（以下この号及び次号イにおいて「基準年度」という。）における従業員一人当たり付加価値額（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあつては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の従業員一人当たり付加価値額及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の従業員一人当たり付加価値額を平均した額）の値より九パーセント以上改善していることとする。

七 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(2) 本文一イ(3)及び三イの各項目の計算方法

付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

新たな需要の開拓について

(生産性向上指標算定シート)

4 新たな需要の開拓について

スタート時点（基準年度）と将来（計画終了時点を含む最終決算期までの各事業年度）における数値を記入し、その根拠数値を示す。

なお、生産性の向上に関する指標と同様で、必要項目の数値を記入することで自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）

認定事業者毎に作成。原則、関係事業者も参考として提出すること。

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(2) 新たな需要を相当程度開拓すること

法第二条第十八項の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十七項第二号イからニまでのいずれかを行い、かつ、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における売上高の値が、基準年度における売上高（特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあっては、基準年度における特別事業再編計画の対象となった事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の売上高及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の売上高を合計したものの。）の値より二十パーセント以上改善することをいうものとする。

。

5 財務内容の健全性の向上について（有利子負債／CF）

計画終了年度（計画終了時点を含む事業年度）における数値を記入する。なお、生産性の向上に関する指標と同様に自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

認定事業者毎に作成。原則、関係事業者も参考として提出すること。

○指針

七 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(3) 本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i) 有利子負債

有利子負債＝借入金＋社債＋リース債務

(ii) 運転資金

運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

① 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

1 国債及び地方債

2 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）

3 特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）

4 金融債

5 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）

6 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債

7 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式

8 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）

9 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

10 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）

及び地方公共団体の発行する債券

11 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

12 その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、5から11までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

② 評価額の計算方法

①1から12までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の1から5までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

1 国債 時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。

2 政府保証債 時価評価額に九十パーセントを乗ずること。

3 株式 時価評価額に七十パーセントを乗ずること。

4 その他の債券 時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。

5 ①12に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

(iv) 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税等－社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の①及び②に留意する。

① 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。

② 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

(v) 減価償却費

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(vi) 引当金

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

① 賞与引当金

② 退職給付引当金

③ 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

5 財務内容の健全性の向上について（経常収支比率）

計画終了年度（計画終了時点を含む事業年度）における数値を記入する。なお、生産性の向上に関する指標と同様に自動的に算定されるテンプレートをエクセルファイルにて用意している（経済産業省のホームページからダウンロード可能）。

認定事業者毎に作成。原則、関係事業者も参考として提出すること。

○指針

七 備考

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(3) 本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i) 経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益－売上債権増加＋前受金増加＋前受収益増加－未収入金増加－未収収益増加

(ii) 経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額（減少した場合は当該減少額に－1を乗じた額）とする。

添付書面 5

財務内容の健全性の向上について
(有利子負債／CF)

(キャッシュフロー10倍シート)

添付書面 5

財務内容の健全性の向上について
(経常収支比率)

(経常収支比率シート)

特別事業再編計画のための措置に係る合意について

(様式自由)

6 特別事業再編計画のための措置に係る合意について

特別事業再編計画のための措置に係る基本合意書。基本合意書がなければ、基本合意書に準ずるような証明書類を添付。様式は自由。

他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績を有することについて

(様式自由)

7 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績を有することについて

契約書等、過去5年以内M&Aを証明する書類を添付。様式は自由。申請者のものを提出すること。

計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について

(様式自由)

8 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について

様式は自由。金融支援を希望する場合や資金調達スキームが複雑な場合などに、補足説明資料として添付する。

自己資金でほぼまかなう場合や、別表6において詳細な説明が記載されていれば、省略することも可能である。

従業員 の 地位 について

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

法人番号
住所
名称
代表の氏名

年 月 日、労働組合に対して、当社経営陣から今般の特別事業再編計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段の異議はありませんでした。

また、当該特別事業再編計画における措置の相手方となる他の事業者の従業員についても、計画の実施に際して雇用の安定等に配慮するものとします。

----- (関係事業者分も別紙で提出) -----

従業員 の 地位 について

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

法人番号
住所
名称
代表の氏名

年 月 日、労働組合に対して、当社経営陣から今般の特別事業再編計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段の異議はありませんでした。

9 (1) 従業員の地位について

労使間で十分に話し合いを行った日付(年月日)を明示することが必要。労使交渉が複数回行われる場合は、全体スケジュールや簡潔な議事録などを参考添付することが望ましい。

なお、(労使間で)話し合いを行った日と申請日までの期間が、3ヶ月以上経過している場合は、その間に計画変更がなかったか、仮にあった場合はフォローアップが実施されたかどうか記載する。

計画に関係事業者や外国関係法人が含まれる場合には、当該事業者についても本書面を作成し、添付する必要がある。

また、話し合いの相手方としては、①労働組合、②従業員全員、または③従業員の代表者などを指す。その際②従業員全員と話し合いを行った場合は、欠席者の有無を記載し、欠席者がいる場合は、後日説明したことを明記する。③従業員の代表者と話し合いを行った場合は、代表者の氏名を記載する。

また、雇用の安定等に十分な配慮を行う旨を記載する。

※本書面は、審査中に、主務大臣から厚生労働省に協議することとなる。

○法

第二十四条の二(特別事業再編計画の認定)

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(3) 従業員の地位

法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。

(ii) 当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。)を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。

従業員の推移表

※エクセルファイルの様式を参照のこと

雇用者給与等支給額に関する表明

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

法人番号
住所
名称
代表の氏名

年 月 日、従業員に対して、今般の特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、雇用者給与等支給額を改善する旨について表明しました。

9 (2) 従業員数の推移表、(3) 雇用者給与等支給額に関する表明

計画期間中の、従業員数の推移について、その内訳を記載する（エクセルのテンプレートに記入する）。

これは、申請書本文中に記載する「6. 労務に関する事項」の数字の根拠となる。

なお、計画の実態にあわせて表を変更しても良い。

雇用者給与等支給額を年率2.5%以上上昇させることについて、従業員に表明することが必要なため、様式を添付する。

※9 (2) は、審査中に、主務大臣から厚生労働省に協議することとなる。

○法

第二十四条の二（特別事業再編計画の認定）

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

六 従業員の地位を不当に害するものでないこと。

○指針

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(3) 従業員の地位

法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、次のいずれにも該当することをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。

(ii) 当該特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）を改善する旨を従業員に表明し、かつ実際に各事業年度の雇用者給与等支給額を前年度における雇用者給与等支給額の値より二・五パーセント以上改善すること。

誓約書
(ひな型)

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

法人番号
住所
名称
代表の氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 暴力団員等
2. 法人でその役員のうち1. に該当する者があるもの
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

10 暴力団員でないことの誓約

申請時において申請者が暴力団員、もしくは暴力団員等に該当しないことを証明(誓約)する書類を提出する。

○規則

(特別事業再編計画の認定の申請)

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

第十七条

2 申請書およびその写しは、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

十 当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

事業の分野又は方式の変更について

当社販売製品に対して、定期購買型のアフターメンテナンスサービスの提供を開始する。1着に月1回までのクリーニング、ボタンの解れ、裾・丈の調整等をワンパッケージ化して提供する。メンテナンス実施希望時は当社運営のフィットネスクラブの首都圏 100 店舗が受取窓口となる（地方はコンビニエンスストアと提携）。クリーニング実施時には衣類の性質・サイズ・居住地など複数の要素をもとに、最適なクリーニング施設が選択される。この新サービスの販売による、2029 年度の総売上高に対する比率を 2.1%とすることを目標とする。具体的には、・・・

※本資料には、事業の分野又は方式の変更の内容に関する詳細説明について、下記のような点に留意しつつ記載する。

○ 新商品の場合

- ・当該商品の新規性（従来の商品と何が違うか）、
 - ・開発手法（どのような技術等を用いて開発を行うのか）、
 - ・商品化の進捗状況（現在どこまで開発が進んでいるか）、
 - ・拡販方法（営業相手先はどこか、需要見込みはどの程度か）、
- 等を踏まえ、詳細に記載する。

○ 新生産方式、新販売方式の場合

- ・当該方式の新規性（従来の方式と何が違うか、何が問題だったのか）、
- ・当該方式の採用によって期待される効果、具体的メリット
- ・製造原価や販売費削減との関連性

※必要に応じて、写真や図などを用いて補足することも可。

※また、下記の推移表のように、基準年度から計画終了年度までの指標として採用した売上高や費用の推移を示すこと。

単位：百万円

	2023 年度 (基準年度)	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度 (目標)
全売上高	10,000	10,070	10,150	11,000	12,100	13,700	15,000
新商品の売上高 (比率)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (0.2%)	55 (0.5%)	97 (0.8%)	178 (1.3%)	315 (2.1%)

補足一 事業の分野又は方式の変更について

事業の分野又は方式の変更について、その詳細な内容を記載する。

また、根拠数値についても、開始時点と終了時点の数値を明記し、計算方法などの詳細を記載する。

適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能。

○法

第二条（定義）

17 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ 合併、ロ 会社の分割、ハ 株式交換、ニ 株式移転、ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）、ヘ 出資の受入れ、ト 他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）、チ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）、

リ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）、ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）、ル 会社又は外国法人の設立又は清算、

ヲ 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第九十七条第一項第一号において同じ。）に対する出資、

ワ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供（次項第二号において「新商品の開発等」という。）により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。

ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

○指針

二 事業再編の実施方法に関する事項

イ 事業再編の定義に関する事項

(3) 生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の相当程度の変化

法第二条第十一項第二号イの生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させることとは、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額を全ての事業の売上高の十パーセント以上とすることをいうものとする。

(4) 商品の生産の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ロの商品の生産を著しく効率化することとは、当該商品に係る一単位当たり製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、当該商品に係る一単位当たりの材料費の低減が困難と認められる場合にあつては、製造原価から材料費を控除した額を十パーセント以上低減させることとすることができるものとする。また、商品一単位当たり製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品に係る売上原価の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上（売上原価から材料費を控除する場合にあつては、十パーセント以上）低減させることとすることができるものとする。

(5) 商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化

法第二条第十一項第二号ハの商品の販売又は役務の提供を著しく効率化することとは、当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費を五パーセント以上低減させることをいうものとする。ただし、一単位当たり販売費の算定が困難と認められる場合にあつては、当該商品又は役務の提供に係る販売費及び一般管理費の金額を売上高の金額で除した値を五パーセント以上低減させることとすることができるものとする。

(6) 生産に係る費用の相当程度の低減

法第二条第十一項第二号ニの商品の生産に係る費用を相当程度低減することとは、当該商品に係る一単位当たりの製造原価を五パーセント以上低減させることをいうものとする。

過剰供給構造の判定

以下の通り、当該特別事業再編計画における対象事業分野は過剰供給構造にないと考えております。

1. 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲

男子服小売業（日本標準産業分類 5621

2. 需要の変化に対する可変的な対応の可否について

売上高年平均成長率（CAGR）過去10年間平均：●% \geq 1.0% ①

総資本利益率（ROA）過去10年間変動幅：●%pt \geq 1.0%pt ②

出所：経済産業省 企業活動基本調査

3. その他

- ・需要の変化に対する可変的な対応の可否について（業種の業態特性等）
当該業種においては、・・・・

補足一 2 過剰供給構造の判定

対象事業分野について、過剰供給構造にないことの詳細な内容を記載する。

※過剰供給構造の定義は指針ロ(3)による

適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能。

○法

第二十四条の二（特別事業再編計画の認定）

6 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特別事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

五 当該特別事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

○指針

二 事業再編の実施方法に関する事項

ロ 事業再編の認定要件に関する事項

(3) 過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

業種又は事業分野（以下「業種等」という。）が過剰供給構造にあるかどうかを判定する基準は、次の（i）により範囲を特定された業種等が、次の（i i）及び（i i i）に該当することとする。

（i） 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲を特定する基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であって、生産される商品又は提供される役務の機能又は効用が、需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあり、かつ、その生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

（i i） 「供給能力が需要に照らし著しく過剰である」状態を示す基準

判定対象となる業種等において、原則、過去十年間の年平均売上高成長率が一パーセントを下回っていることが認められ、かつ、原則、十年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が一パーセントを下回っていることが認められること。

（i i i） その状態が「長期にわたり継続することが見込まれる」ことを示す基準

判定対象となる業種等が次のいずれかに該当することにより、需要と供給が著しく乖離している構造が早期に解消される見込みがないこと。

① 当該業種等において、当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと。

② 当該業種等に、需要の変化に対して可変的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくは業界団体による統計若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業種等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を用いるものとする。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められる。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十四条の二第六項第五号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が本文二ロ(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

【申請書を提出する際の留意点】

申請書を主務府省庁に提出する際には、正本とその写しを2通（※）作成し、両方に押印して提出する。

認定の際には、申請書の1通に「認定する」旨の記載がなされ、大臣印が押印されて返却される（これが認定書となる）。

もう1通は、主務府省庁が保存する。

※申請事業者が複数である場合や計画の対象となる事業の主務府官庁が複数である場合は、2通以上必要となる。

※税制措置希望者は、合わせて確認申請書も提出する。

○規則

第十七条（特別事業再編計画の認定の申請）

法第二十四条の二第一項の規定により特別事業再編計画の認定を受けようとする事業者（次条第一項及び第二項において「申請者」という。）は、様式第二十八による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

第四十一条の二（特別事業再編に係る課税の特例）

法第四十六条の二の主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者は、第十七条第一項の規定による認定申請書の提出又は第十九条第二項の規定による変更認定申請書の提出と併せて、様式第四十の二による確認申請書（次項及び第三項において「確認申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、確認申請書のほか、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第十一号。次項において「特別事業再編特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに特別事業再編特例基準に照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画に係る特別事業再編が特別事業再編特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定特別事業再編事業者に様式第四十の三による確認書を交付するものとする。